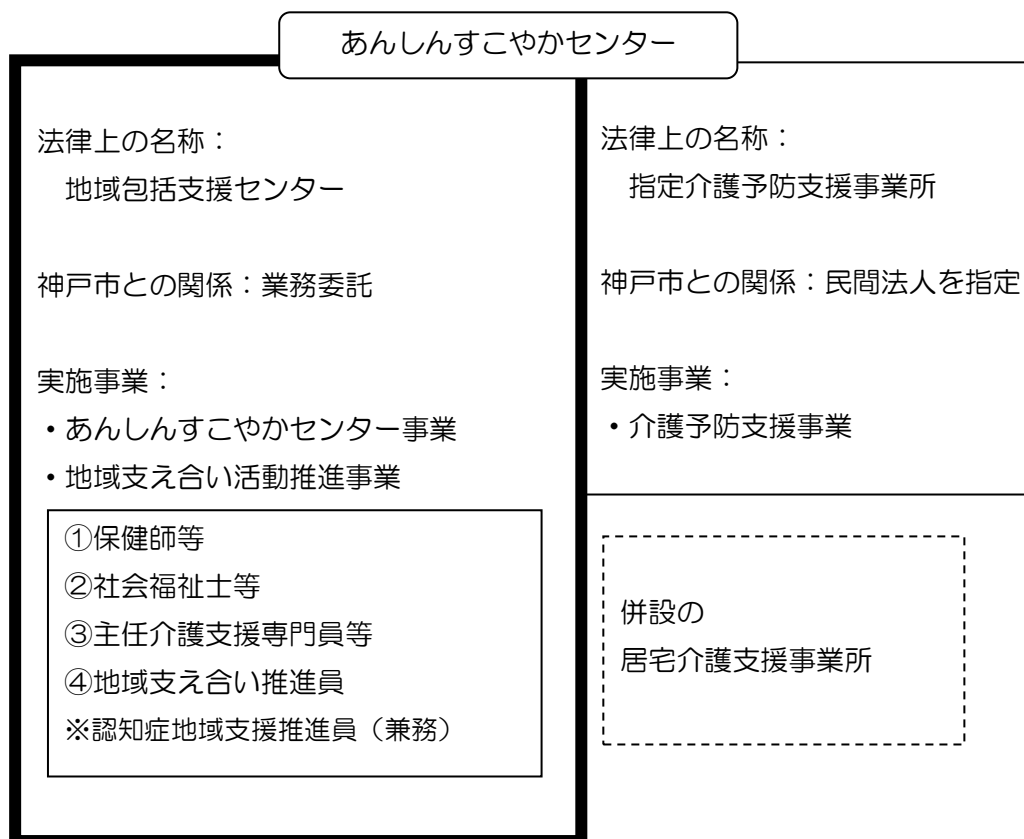


神戸市あんしんすこやかセンター公募要領別冊資料

1. あんしんすこやかセンターとは

あんしんすこやかセンターとは、神戸市が委託している「地域包括支援センター」と神戸市が指定している「指定介護予防支援事業所」の愛称である。



2. あんしんすこやかセンター事業について

(1) 圏域の状況 別紙「圏域データ」のとおり

(2) 4職種の資格について ※いずれも、令和6年9月末現在とする。

①保健師等

- ・保健師
- ・保健師に準ずる者

看護師として地域ケア、地域保健等の経験※aがある者で、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。なお、准看護師は含まない。

「地域ケア、地域保健等および高齢者に関する公衆衛生業務」については、例として以下のような経験を想定する。

- ・地域包括支援センターや在宅介護支援センターでの勤務経験

- ・居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護等での在宅介護等に関する相談・支援の業務経験
 - ・訪問看護、通所介護等での業務経験
 - ・行政（保健所・市町村）での在宅高齢者支援の業務経験
 - ・医療機関での相談業務経験（退院調整や地域連携業務）
 - ・医療介護サポートセンター等の在宅医療・介護連携にかかる相談業務経験
 - ・介護老人福祉施設や介護老人保健施設等でのショートステイの業務経験
- ※a「地域ケア、地域保健等の経験」には病棟経験や急性期医療の経験は含まない

②社会福祉士等

- ・社会福祉士
- ・社会福祉士に準ずる者
福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験のある者

③主任介護支援専門員等

- ・主任介護支援専門員
都道府県が指定する実施機関が行う主任介護支援専門員研修を受講し、有効期間内である者
 - ・主任介護支援専門員に準ずる者
センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者
- ※主任介護支援専門員研修の受講要件を満たしていること

④地域支え合い推進員

- ・上記①～③のいずれかの資格を有する者
- ※認知症地域支援推進員（兼務）

(3) 4職種の職員配置について

- ・高齢者数が6,000人以上の圏域については、1,000人ごとに0.5人を加配する（3職種（前項目①～③）であれば職種の指定はない）。令和7年度契約については令和6年8月末時点を基準日とする。
- ・1.0人については必ず常勤専従とし、0.5人については他の業務との兼務可とする（但し、市への届出が必要）。
- ・職員配置数（予定）については予算事項のため、現段階では予定である。なお、予算は市会の議決をもって決定する。
- ・地域支え合い推進員については、圏域ごとに1名配置する。

<参考>

令和6年度の職員配置

3職種（前項目①～③）3.5人、地域支え合い推進員1人

(4) 業務内容について

<あんしんすこやかセンター業務>

「神戸市あんしんすこやかセンター運営方針」 其他要綱・要領による。

- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合相談支援業務
- ・被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
- ・支援困難ケースの対応などケアマネジャーへの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ・神戸市介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務
- ・認知症の人にやさしいまちづくりに関する業務
- ・健康寿命延伸の推進に関する業務
- ・介護リフレッシュ教室開催事業に係る業務
- ・災害に関する支援業務など

<地域支え合い活動推進業務>

「地域支え合い活動推進事業実施要綱」 其他要綱・要領による。

※現要綱・要領は令和6年4月現在のものであり、今後改正する場合は、その内容に従う。

(5) 引き継ぎについて

新規運営法人となる場合、現運営法人から引き継ぎを行うこと。

- ・令和7年2月1日～3月31日の間で4職種予定者を引き継ぎに従事させること。新規運営法人は神戸市と引継ぎ委託契約を締結し、引き継ぎに要する費用として、200万円を概算払いし、3月末に実施報告書の提出を受け、精算を行う（上限200万円、余剰が生じる場合は精算）。
- ・令和7年3月に本市が別に指定する日程において、4職種予定者を本市指定の場所（神戸市役所又は三宮近辺）にて研修を受講できるよう配置すること。

(6) 委託料について

委託料については、10月22日の公募説明会（ZOOM開催）にて説明する。

(7) 委託契約について

- ・契約については、単年度契約とする。
- ・2年間（令和7年度～令和8年度）の受託期間の間は原則、契約の辞退はできない。ただし、やむを得ない事由で契約の辞退を検討する場合は、辞退をする1年前までに市へ申し出ること。

(8) 設備・通信について

- ・個人情報を取り扱うパソコンについてはインターネット接続しないこと。個人情報を扱うパソコンをインターネットに接続することは個人情報の漏洩リスクが高いため、認められない。

- ・クラウドサービスの介護ソフト（例：ND ソフトウェア株式会社「ほのぼの」シリーズ）で個人情報を扱う場合は、情報セキュリティについて別途示す要件（チェックリスト）を満たし、神戸市に申請・承認を得た上であれば許可する。なお、この場合もパソコン本体への個人情報の保存は認めない。

※情報セキュリティについての要件（チェックリスト）は公募説明会（10月22日）にて示す。

- ・神戸市がセンターに導入するクラウドサービスの kintone については、通常の通信環境での使用および個人情報の取り扱いを可とする。（kintone を使用するパソコンは事前申請の必要あり）なお、この場合もパソコン本体への個人情報の保存は認めない。

（9）選考について

- ・「あんしんすこやかセンター」の選定にあたっては、提出書類に基づき、「神戸市地域包括支援センター評価委員会」で応募法人の評価を行い、候補法人を選定する。なお、同委員会及び介護保険課において必要と認めた場合には、法人の代表者に対して説明を求めることがある。
- ・選考については、当該応募圏域において一定水準以上の法人を候補とし、複数の選定候補が生じた場合は選定候補の順位付けを行い、選考結果を12月下旬に内示、その後、契約行為を行うことで正式決定とする。
- ・応募内容と実際面で重大な乖離があった場合は、次順位の法人と入れ替わる場合がある。その際の費用弁償には一切応じない。
- ・選考の結果、応募法人が最低限必要な基準に達していないと判断した場合は、候補者を選定せず、再公募を行う場合がある。

3. 介護予防支援事業について

（1）指定介護予防支援事業所の指定について

- ・令和7年4月1日から指定を受けられるよう、監査指導部へ手続きを行うこと。

【監査指導部ホームページ URL】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/index.html#midashi10689>

（2）従業者資格について

- ・介護保険法第115条の24による。

- ①保健師
- ②介護支援専門員
- ③社会福祉士
- ④経験ある看護師
- ⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

- ・神戸市が開催する「神戸市予防給付ケアマネジメント従事者新任者研修」を受講すること。
- (3) 指定介護予防支援事業所の職員配置について
- ・介護予防支援業務従業者については、各法人において指定介護予防支援事業所の職員を配置する。
 - ・地域包括支援センター職員は、センター業務に支障のない範囲で指定介護予防支援事業所業務を兼務することができる。ただし、その担当件数について、次のとおり1月あたりの上限を設け、介護予防支援及びケアマネジメント従来型は、標準 25 件/人とし、センター全体で 35 件/配置職員数（地域支え合い推進員含む）を上限として制限をかけることとし、ケアマネジメント簡易型及びケアマネジメントセルフ型は、制限なしとする。
- (4) 業務について
- ・法令等や、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」等に従うこと。
- (5) 運営費用について
- ・介護報酬による。あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）委託料とは明確に分離して行うこと。
- (6) 引き継ぎについて
- ・新規運営法人となる場合、現運営法人から引き継ぎを行い、令和7年4月1日から適切に運営すること。

4. 認定調査業務内容について

(1) 認定調査業務の委託内容について

①要介護及び要支援認定の更新申請に係る認定調査の実施

※認定調査時に併せてケアプラン関連調査業務を行い、介護サービスの利用状況等が要介護状態区分にふさわしい内容であるかの確認を行い、その報告を行ってください。

②調査実施の範囲 ※参考資料「神戸市内における認定調査実施体制」参照

- ・地域包括支援センター管轄圏域に居住する神戸市の被保険者
- ・住所が他の圏域内（市内）にある被保険者の訪問先住所が担当圏域内である場合
- ・いずれの場合も圏域内の一般病院に入院中及び社会福祉施設・特定施設に入所中を含む

※市外の住民票を有する被保険者は除く

ただし、市外からの調査依頼（更新申請、要介護→要介護または要支援→要支援を見込んだ変更申請に基づく調査）については、依頼元自治体と委託契約におい

て、調査を実施してください。

③委託料

※下記は、R6.7.1現在の価格です。今後、金額の変更の可能性があります。

1件あたり4,620円（うち消費税及び地方消費税相当額 420円）

【内訳】

- ・認定調査 4,400円（うち消費税及び地方消費税相当額 400円）
- ・ケアプラン関連調査 220円（うち消費税及び地方消費税相当額 20円）

(2) 調査員の資格要件

①地域包括支援センターに併設する指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員であること

注：介護支援専門員実務研修受講試験に合格していても、都道府県主催の実務研修を修了したのち登録が完了していなければ介護支援専門員とは認められません。従って調査員研修を受け調査員として登録することはできません。（なお、時期によっては研修受講には修了証明書を確認の上、研修受講を認める場合もあります。）

②①かつ、神戸市が主催する調査員新規研修を受講し登録した者であること

※認定調査員新規研修は、偶数月の月初めに開催しています。

(3) 調査員の勤務形態等

①常勤・非常勤は問いません。

②専任・兼任の配置については問いません。

③自ら担当する利用者への認定調査は認めません。

④調査員のケアプラン管理件数の上限はありません。

⑤委託先検査の結果等によっては、調査体制について再検討を促すこともあります。

⑥緊急時の対応のため、上限2名予備登録を認めます。なお、ケアプラン管理数の制限はありません。緊急時の考え方は以下のとおりです。

- ・調査員が体調不良あるいは急な退職等の理由により調査実施が困難で、他の調査員で対応できない場合。
- ・調査員が担当している利用者で、代わりに調査できる調査員がいない場合。
- ・月初の調査依頼が集中した場合の対応は、原則として認めません。兼務の範囲で対応を優先してください。但し、通常より極端に依頼件数が多い場合はやむを得ないものとします。

(4) 調査員数について

適正な調査の確保と向上を図るため、調査員一人当たり、最低月1件以上の調査を実施できるように調査員を配置してください。調査員数の上限はありませんが、認定調査時の状況報告書の提出をもって、調査件数の把握をいたしますので、不要な登録は避けてください。

(5) その他留意事項

- ①居宅介護支援事業所の管理者が調査業務に従事することは、事業所運営上望ましくないため、やむを得ない場合は、予備登録の調査員として認めます。
- ②介護認定審査会委員と認定調査員との兼任は原則認めません。やむを得ない場合は、予備登録の調査員として認めます。
- ③適切な調査の確保と質の向上のため、専任・兼任登録の調査員は月当たり最低1件以上調査を実施してください。

参考資料

● **介護保険要介護（要支援）認定調査について**

要支援認定および要介護認定（以下、「要介護認定等」という。）申請に基づく認定調査は、介護保険法上、「当該市町村職員をして面接させる」ものですが、指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設（以下、「指定居宅介護支援事業者等」）に委託できるものとされています。神戸市においても、多数の認定調査を短期間に行うこと、調査日時についての弾力的な対応を可能とすること等、市民サービスの向上や利便性を考慮して指定居宅介護支援事業者等に認定調査業務を委託しています。

また、認定調査の適正化のために、神戸市では、平成 18 年度より更新申請に基づく在宅者等（一般病院入院等を含む）の調査委託先を、指定居宅介護支援事業者から地域包括支援センター併設居宅介護支援事業者へ集約しています。

● **神戸市内における認定調査実施体制**

神戸市内における認定調査は、申請の種類、被保険者の所在により、次のとおり実施しています。

申請の種類	被保険者の所在	認定調査実施事業者
新規申請 変更申請	所在は問わない	指定市町村事務受託法人 「(公財) こうべ市民福祉振興協会」
更新申請	・在宅 ・有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等（入所） ・一般病院（入院） ・社会福祉施設（入所）	地域包括支援センターの併設居宅介護支援事業者
	・介護保険施設（入所） ・地域密着型介護老人福祉施設（入所）	入所先の介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設